

見附市告示第41号

見附市管理不全空家等及び特定空家等協議会運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

見附市長 稲田 亮

見附市管理不全空家等及び特定空家等協議会運営要綱の一部を改正する要綱

見附市管理不全空家等及び特定空家等協議会運営要綱（平成24年見附市告示第115号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「学識経験者（）」の次に「弁護士、」を加える。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。